

# 亀山駅周辺2ブロック地区 再開発ニュース



令和2年1月23日  
発行：亀山駅周辺2ブロック地区  
市街地再開発組合

第5号

## ● 新たな年が始まりました。本年もよろしくお祈いします。



新しい年、令和2年となりました。

亀山駅周辺2ブロック地区の再開発組合が設立されてから、もうすぐ1年になりますが、令和2年は当地区の事業にとって、非常に大事な年となります。

この3月には権利変換計画の県知事認可を予定しておりますが、その後、地区内の既存建物の解体工事が始まり、夏頃には、いよいよ新しい再開発ビルの建築工事に着手する予定です。

権利者の皆さまにとっても、組合との補償契約を締結していただいたり、解体工事にあわせて地区内の土地・建物を明け渡していただいたり、皆さんの生活環境も変わっていくこととなります。

このように、事業にとって大事な局面を迎える令和2年となりますが、今まで以上に、皆さまの事業に対するご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## ● 権利変換計画の策定に向けて、必要な書類の提出をお願いします。

現在、権利変換計画の策定に向けて、日々、権利者の皆さまと協議をさせていただいています。

権利変換計画は、権利者の皆さんの地区内にある現在の資産内容を確定・評価し、また権利者の皆さんが将来、再開発ビルに入居されるか、あるいは地区外に転出されるのかを決めていく、重要な計画となります。

権利者の皆さまには、次のような書類を組合に提出いただくよう、お願いをしているところです。

- ◇ 土地調書、物件調書への押印 … 地区内の皆さまの資産内容を確定させるための書類です。
- ◇ その他、権利割合合意書など

現在、すでに多くの皆さまに書類の提出をいただいておりますが、未提出の皆さまには、引き続き必要な説明等をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ● 今後の事業の流れについて

権利変換計画の作成作業が一旦終わると、次のような手続きを行うこととなります。今後も、必要な説明をさせていただきますが、不安・不明な点などあれば、組合事務局までお問い合わせください。

令和2年2月4日予定

審査委員会の審査

学識経験者・専門家で構成された審査委員会において、権利変換計画が適正に定められているか審査をしてもらいます。

令和2年2月6日予定

権利変換計画縦覧の公告・通知

権利変換計画の内容を、関係権利者の皆さまに縦覧することになり、縦覧期間、縦覧の方法等について通知をします。

令和2年2月12日～25日予定

縦覧・意見書提出期間

2週間縦覧を行います。計画内容に意見のある方はこの縦覧期間内に意見書を提出することができます。意見書が提出された場合は、意見書を採用するかどうかについて審査委員会で審査を行います。

令和2年2月28日頃予定

総会の承認

権利変換計画の縦覧、意見書の処理が終わると、県知事への権利変換計画認可申請を行うことについて、総会の承認を得ます。

令和2年3月13日頃予定

認可公告、権利変換処分の通知

権利変換計画が認可されると、公告をし、権利者の皆さまに権利変換計画の内容、権利変換期日等について通知をします。

令和2年3月19日頃予定

権利変換期日

法律上、従前資産が従後資産に置き換わるとみなされる日です。権利変換期日までに法91条補償（転出される方の土地代補償等）を行います。

補償契約の締結・支払い

土地の明け渡しに伴う補償契約（法97条補償）について、すでに契約を締結済みの権利者もおられますが、引き続き契約手続きを進めます。

土地の明渡し、解体工事

地区内建物の解体工事を行うため、明け渡し期限を定めて地区外に移転していただき、順次、解体工事に着手していきます。

\*\*\* 再開発ニュースについてのお問合せ \*\*\*

亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合 事務局（担当：中村 徹郎）

組合事務所：〒519-0124 亀山市東御幸町39-8 亀山商工会館3階

TEL：0595-98-5110 FAX：0595-98-5113

E-mail [kameyama2block@helen.ocn.ne.jp](mailto:kameyama2block@helen.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <https://kameyama-2b.com/>

【事務局より】 当事務局は権利者の皆さま方の身近な情報発信の場です。事業に関するご意見・ご相談などありましたら、お気軽にお声がけください。原則、月、水、金の9時～17時は事務局員が在席しております。不在の場合は、FAX、E-mailでのお問い合わせも受け付けております。